

ID: 136

担当部署: 教育委員会 生涯学習課 文化振興係

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	名寄市民文化センター条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第107号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用条件を変更することができる。この場合において、利用者に損害が生じても、教育委員会は賠償の責めを負わない。</p> <p>(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者が利用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 利用許可の申請に当たり、その申請内容に偽りがあったとき。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日